そうだ！
相談だ！

知っておきたい

少額投資非課税制度

日本版ISA

『NISA（ニーサ）』

上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減税率（10.147%）が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本則税率（20.315%）が適用されます。これに伴い、新たに少額投資非課税制度（日本版ISA：愛称“NISA”）が平成26年1月1日から開始されます。

※復興特別所得税を付加した税率を表示しています。

“NISA” 5つのポイント

① 非課税口座を使って新規に投資する
株式投資信託・上場株式の
譲渡所得・配当所得が**非課税**

② 日本に住む
20歳以上の個人のお客さまが対象
（年齢は口座開設する年の1月1日時点）

③ 2014年から2023年まで、
毎年100万円の非課税枠

④ それぞれ投資をはじめた年から
最長5年間の非課税期間

⑤ 非課税枠は**最大500万円**

※ 各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。
※ 投資期間中の途中売却は自由にできますが、
途中売却額に相当する非課税枠の再利用はできません。
※ 他の口座との損益通算はできません。

知っておこう！非課税枠

“NISA”では、株式投資信託・上場株式への投資による譲渡所得、配当所得が非課税になります。投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「分配金（普通分配金）」と、売却したときの「値上がり益」が非課税になります。

● 投資信託での非課税イメージ

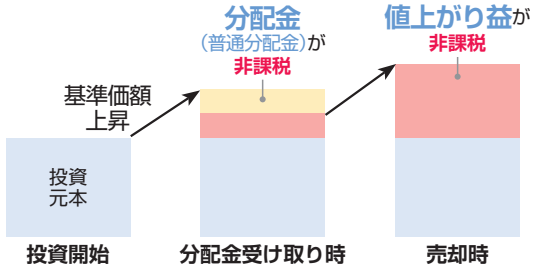

本資料は、平成25年3月29日に成立した平成25年度税制改正関連法案などをもとに作成しております。今後、法令制度の変更などにより内容が変更される可能性があります。

大光銀行

商号等／株式会社大光銀行　登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号
加入協会／日本証券業協会

制度概要

“NISA”は、2014年から毎年上限100万円の非課税枠を使った投資ができます。 非課税期間はそれぞれ5年目の年末までとなり、2014年から“NISA”をはじめると、2018年には非課税枠の利用可能額は最大500万円になります。2014年にはじめた投資の非課税期間は2018年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税枠に移すことができます。

● 制度概要イメージ

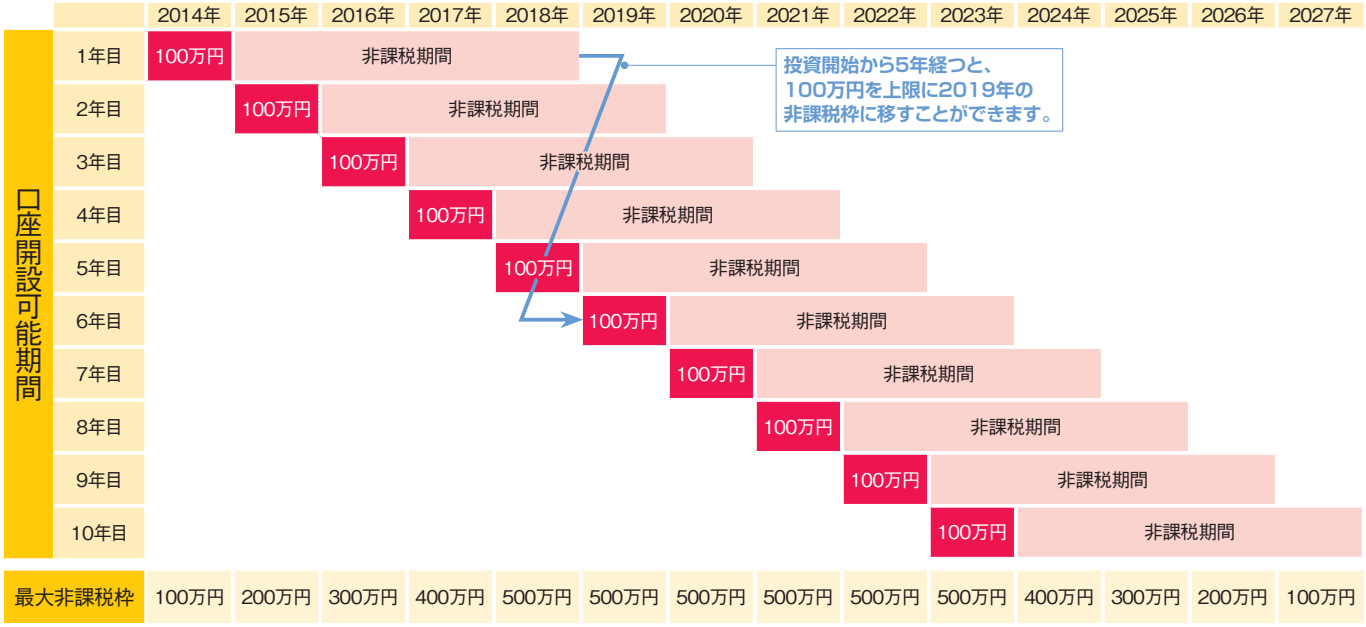

口座開設の流れ

“NISA”口座を開設できるのは、1人1口座だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認をする必要があります。そのため、口座開設には4つのステップがあります。

● 口座開設、4つのステップ

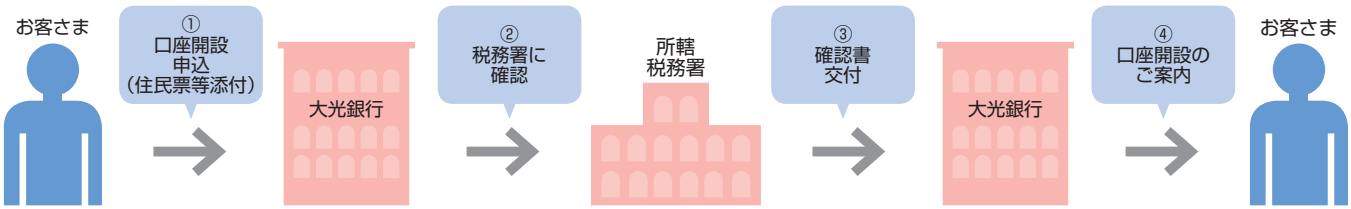

投資信託のお申し込みに当たっては、下記の点にご注意ください

●投資信託は預金ではなく、元本の保証はありません。●投資信託の基準価額は、信託財産に組み入れられた有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものは、この他に為替相場の変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクは、お客様ご自身が負担することとなります。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●当行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。●投資信託のご購入時から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく各種手数料等には以下のものがあります。(当行で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。)◎購入手数料＜購入金額に対して、最大3.15%(税込)＞ ◎信託報酬＜純資産額に応じて、最大年率1.806%(税込)＞ ◎信託財産留保額＜換金時の基準価額に対して、最大0.5%＞ ◎監査費用、有価証券の売買に関する費用、保管費用等その他費用 ※実際の費用の種類・額および計算方法はファンドごとに異なるため、これらの合計額を表示することはできません。詳細は各商品の「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。投資信託をご購入の際は、当行本支店の窓口にご用意している「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

詳しくはお取引いただいている各支店または右記までお問い合わせ願います。

お問い合わせ先　大光銀行　市場金融部
証券営業グループ　飯沼・本間
電話番号 フリーダイヤル 0120-917-538　9:00～17:00(土、日祝除く)

平成25年5月現在